

**さいたま市 循環型社会形成推進地域計画
(第3次計画)**

さいたま市

令和元年12月3日

令和2年11月30日 改定

令和3年12月23日 改定

令和4年11月18日 改定

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	さいたま市
面積	217.43 km ²
人口	1,299,958 人(平成 30(2018)年 10 月 1 日現在)

(対象地域図：添付資料 1)

(2) 計画期間

「さいたま市 循環型社会形成推進地域計画(第 3 次計画)」(以下「本計画」という。)は、平成 18(2006)年度から平成 24(2012)年度までの第 1 次計画、平成 25(2013)年度から令和元(2019)年度までの第 2 次計画に続き、令和 2(2020)年度から令和 7(2025)年度までの 6 年間で第 3 次計画として設定するものである。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な場合には本計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

さいたま市は、平成 24(2012)年 3 月に「ともに取り組み、参加する めぐるまち(循環型都市)”さいたま”の創造」を目標に掲げ、平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度までの 10 年間で計画期間とする「第 3 次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画」(以下「第 3 次基本計画」という。)を策定し、「桜環境センター」の供用開始による 4 ブロック 4 施設体制の構築、レアメタルの国内循環を目的とした「小型家電リサイクル事業」や「さいたま市ごみ分別アプリ」の配信など、ハード・ソフト両面から様々な施策を実施したことにより、第 3 次基本計画の中間目標を達成した。

一方、第 3 次基本計画でほぼ横ばいで推移すると推計した市内人口が、平成 28(2016)年度実績で推計値よりも約 56,000 人増加し、ごみの排出量も推計値より 15,000 トン増加したことなどから第 3 次基本計画を見直す必要が生じた。

加えて、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災や相次ぐ自然災害を契機として、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保の重要性が再認識されるなど、ごみ処理を取り巻く環境も大きく変化してきたことから、平成 29(2017)年度に「第 4 次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画」(以下「第 4 次基本計画」という。)を策定した。

第 4 次基本計画では、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までを前期、令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度までを後期として計画を推進することとしており、引き続き資源循環型【社会経済システム】の確立、資源循環型【廃棄物処理システム】の確立を掲げ、「めぐるまち(循環型都市)”さいたま”」の実現を目指している。

計画前期では、数値目標の達成に向けて、市民・事業者・市の意識向上を促進し、各自の行動の変化・改善を効果的に進めるとともに、「4 ブロック 3 施設体制」の実現を目指し、サーマルエネルギーセンターの整備事業、既存施設の長寿命化に取り組むこととしている。

計画後期においては、数値目標の達成状況を踏まえた計画前期の見直しにより、より効果的なごみの減量・資源化施策の導入検討、サーマルエネルギーセンターを含む施設の安全・安心・安定的な管理運営による適正処理及び余熱の有効利用、最終処分量の更なる削減等を推進することとしている。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

国や埼玉県の計画等との整合を図り、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の減量・資源化に向けた方針や目標、施策を定めた「第4次基本計画」に基づき、西部環境センターと東部環境センターの老朽化に伴い、令和7(2025)年度中の供用開始を目指してサーマルエネルギーセンターを整備し、「4ブロック4施設体制」から「4ブロック3施設体制」の処理体制の構築を進めているところである。また、既存施設の長寿命化に取り組むこととしている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック類の分別収集については現行では容器包装プラスチックのうち、食品に関する容器包装のみを回収しているが、今後対象のプラスチック類を順次拡大し、将来的に製品プラスチックを含めた分別収集を行なう。

現在回収を行なっている食品に関する容器包装プラスチックについては、桜環境センター及び民間事業者において選別・圧縮・梱包の上、指定法人においてリサイクルしている。住民の自主的な取組による分別率の向上を促進するため、毎年4月に配布する家庭ごみの出し方マニュアルや市ホームページにおけるリサイクルに関する情報提供や、子ども向けの「ごみスクール」等の開催を通じて啓発を図っている。

製品プラスチックについては当面の間可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後実証実験を経て、令和8年度以降本格的に実施できるよう検討を行う。

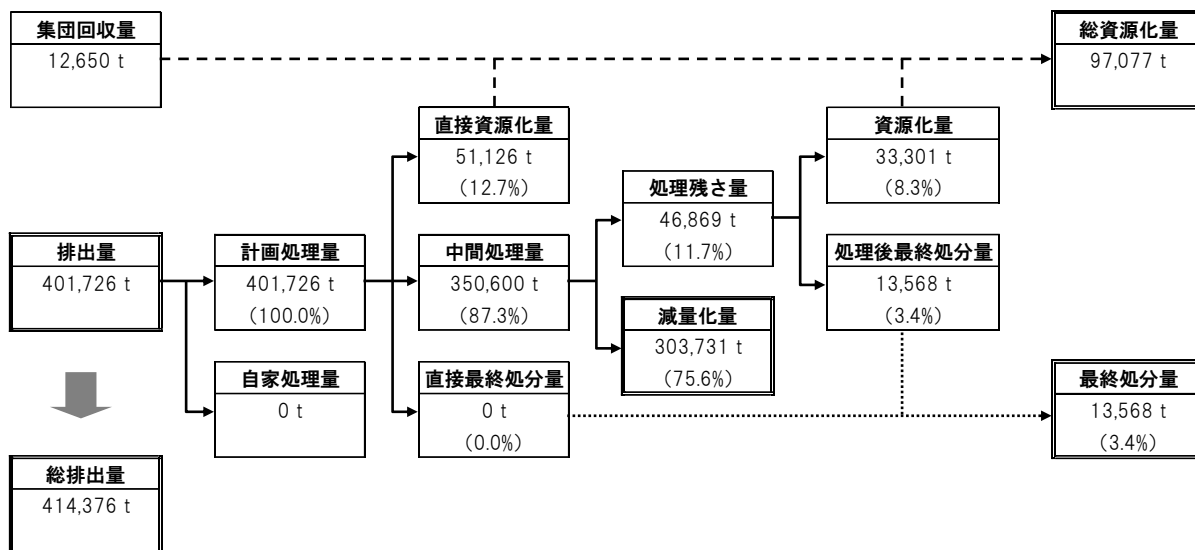
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成30(2018)年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、414,376トンであり、再生利用される「総資源化量」は97,077トン、リサイクル率(=総資源化量/(計画処理量+集団回収量))は23.4%である。

中間処理による減量化量は303,731トンであり、計画処理量に対し75.6%が減量化されている。また、3.4%に当たる13,568トンが埋め立てられている。また、中間処理量のうち、焼却量は349,474トンである。



()内数値は、計画処理量に対する割合

※端数処理のため、割合の計算が合わない場合がある

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 30(2018)年度)

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

総資源化量: 集団回収量、直接資源化量、資源化量の和 [単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理残さ量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

【図 1 における語句の定義】

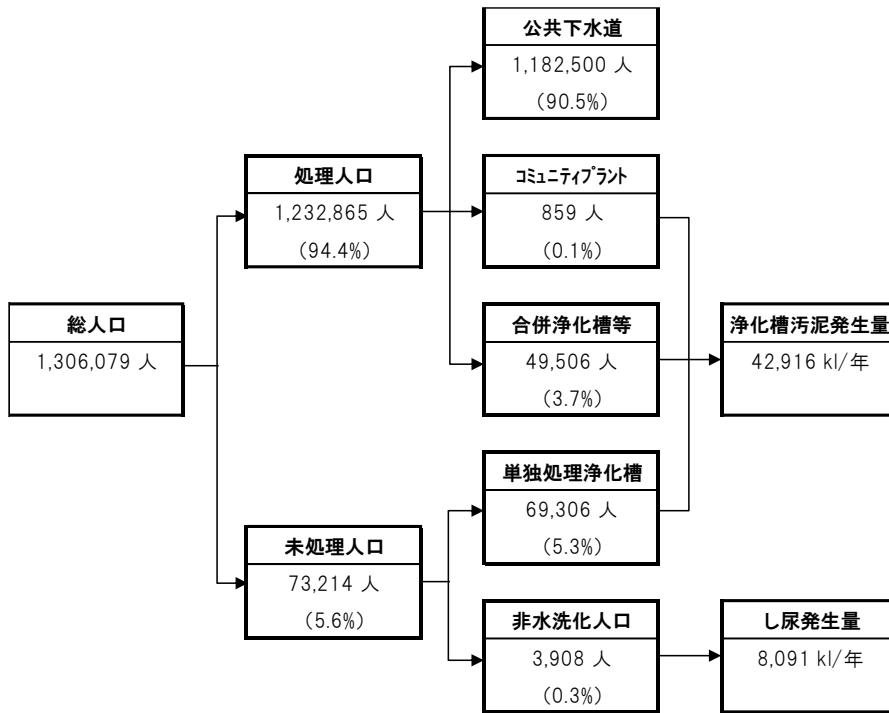
語句	本計画での定義	第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画における対応数値
総資源化量	集団回収量、直接資源化量、資源化量の和	資源化量、有効利用(=再生利用量)の和
資源化量	総資源化量から、集団回収量と直接資源化量を引いた量	有効利用
直接資源化量	総排出量から、集団回収量と中間処理量と直接最終処分量を引いた量	資源化量から、団体資源回収量を引いた量
減量化量	総排出量から、総資源化量と最終処分量を引いた量	総排出量から、再生利用量と最終処分量を引いた量
中間処理量	総排出量から、集団回収量と直接資源化量と直接最終処分量を引いた量	総排出量から資源化量を引いた量

(2) 生活排水の処理の現状

平成 30(2018)年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである(平成 31 年 4 月 1 日現在)。

生活排水処理対象人口は全体で 1,306,079 人であり、水洗化人口は 1,232,865 人、汚水衛生処理率は 94.4%である。

し尿発生量は 8,091kl/年、浄化槽汚泥発生量は 42,916kl/年であり、処理・処分量(=収集運搬量)は 51,007/年である。



※端数処理のため、割合の計算が合わない場合がある

図 2 生活排水の処理状況フロー(平成 30(2018)年度)

(3) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型を主とした社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

(指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ：添付資料 2)

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現 状 [割合 ^{※1}] (平成30年度)	目 標 [割合 ^{※1}] (令和8年度)
排出量	事業系 総排出量	109,800 t	101,376 t [-7.7%]
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.32 t/事業所	2.11 t/事業所 [-9.1%]
	生活系 総排出量 ^{※3}	291,926 t	280,650 t [-3.9%]
	1人当たりの排出量 ^{※4}	512 g/人・日	462 g/人・日 [-9.8%]
合 計 事業系生活系排出量合計		401,726 t	382,026 t [-4.9%]
再生利用量	直接資源化量	51,126 t [12.7%]	67,280 t [17.6%]
	総資源化量	97,077 t [23.4%]	116,489 t [29.6%]
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量) ^{※5}	106,330 MWh	147,606 MWh
	熱利用量(年間)	— GJ	409,096 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	13,568 t [3.4%]	12,088 t [3.2%]

※1 排出量は現状(平成 30(2018)年度)に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)={ (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数) ・事業所数は過去の実績と今後の傾向予測に基づく推計より、平成 30(2018)年：46,682 所(推計)、令和 8(2026)年：46,383 所(推計)とする。

※3 小型家電含む

※4 (1人当たりの排出量)={ (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口) / 365 日
人口：平成 30(2018)年：1,299,958 人(実績 / 10/1 現在)、令和 8(2026)年：1,291,629 人(推計)とする。

※5 目標年度の発電量は、各施設への搬入計画量と、既存施設のごみ t あたり発電実績量から算出した。

《用語の定義》

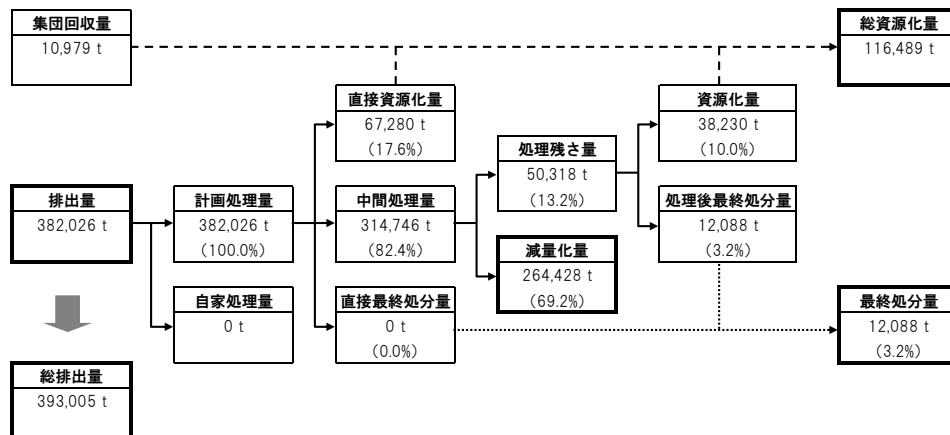
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、資源化量の和 [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



()内数値は、計画処理量に対する割合

※端数処理のため、割合の計算が合わない場合がある

図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和 8(2026)年度)

(4) 生活排水処理の目標

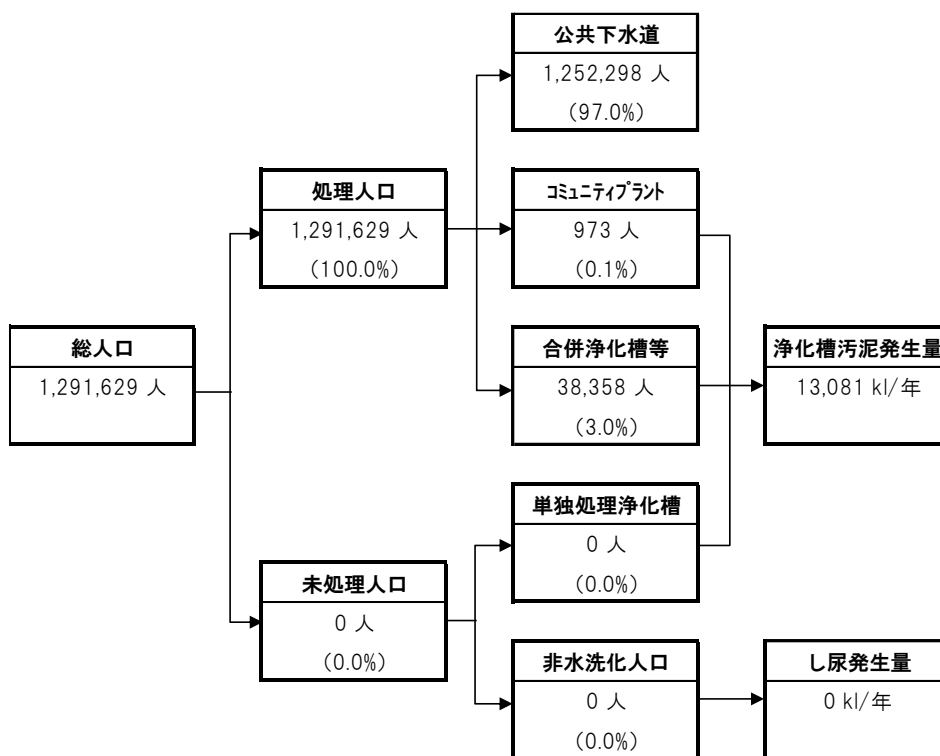
市内における生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進等を図ることで、循環型社会の実現を目指すこととし、目標量については、表 2 のとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2 し尿処理の現状と将来

項 目		現 在 (平成30年度末)	目標年次 (令和8年度末)
処理 形態別 人口	公共下水道	1,182,500 人 [90.5%]	1,252,298 人 [97.0%]
	コミュニティプラント	859 人 [0.1%]	973 人 [0.1%]
	合併処理浄化槽	49,506 人 [3.7%]	38,358 人 [3.0%]
	単独処理浄化槽	69,306 人 [5.3%]	0 人 [0.0%]
	し尿汲み取り	3,908 人 [0.3%]	0 人 [0.0%]
合 計		1,306,079 人	1,291,629 人
し尿・汚泥 の量	汲み取りし尿量	8,091 kl	0 kl
	浄化槽汚泥量	42,916 kl	13,081 kl
	合 計	51,007 kl	13,081 kl

※1 目標数値等はさいたま市生活排水処理基本計画に定められた割合から算出した。

※2 目標年次の浄化槽汚泥量は、浄化槽人口（コミュニティプラントを含む）と浄化槽汚泥収集量最新実績の割合から算出した。



※端数処理のため、割合の計算が合わない場合がある

図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 8(2026)年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

本市では、平成 28(2016)年度に「さいたま市一般廃棄物処理基本計画改定に伴う市民意識調査」を実施し、第 3 次基本計画の中間目標を達成する等、ごみ減量が進んでいる状況において市民負担を増やす有料化に踏み切ることが困難なことから、計画前期は他の減量施策を優先し、第 4 次基本計画の中間目標年度における数値目標の達成状況によっては、第 4 次基本計画後期において、市民意見等を勘案しつつ、生活系ごみの有料化について再検討することとする。

事業系ごみについては、有料で市の処理施設への自己搬入及び許可業者による搬入を認めているが、今後は社会経済状況や近隣自治体の手数料との均衡も勘案しつつ、ごみ処理コストの情報提供を行い、適正な処理手数料について検討を行うこととする。

イ 環境教育と啓発活動による意識改革の推進

(7) 環境教育・環境学習の推進

ごみや資源に対する意識を高めるためには、幼少期からの環境学習が不可欠であり、ごみの減量やリサイクルの大切さを学ぶ機会を創出するため、学校等で環境学習を行っていく必要がある。保育園・幼稚園などの未就学児及び小学 4 年生を対象にごみスクール事業、夏休み期間を利用して市内在住の小学生とその親を対象に親子リサイクル施設見学事業を行う。

社会人に対しても、環境への負荷が小さい「循環型社会」の形成について、継続的・体系的に学習する機会と場所を提供し、循環型社会を目指したライフスタイル・ビジネススタイルへ転換する意識を高めていくため、自治会やサークル、職場の集まり等に職員が出向き、市の施策や制度、事業等について分かりやすく説明する出前講座を行う。

また、「さいたま市リサイクル基金条例」による基金をもとに学校給食用牛乳パックリサイクル事業、環境情報誌の作成・全戸配布等の事業を行う。

(4) 使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた啓発活動の推進

環境保全を図り、資源循環を推進するためには、市民・事業者・市がごみの発生・排出抑制及びリサイクルを心がけ、大量生産大量廃棄の使い捨て型ライフスタイルの見直しを行うことが重要であるため、積極的に啓発活動を進める。

ウ ごみの発生を抑制する活動の推進

(7) 家庭での発生・排出抑制

市民は使い捨ての商品の利用をできるだけ避ける、過剰包装を控える等「ごみとなるものを出さない」意識を持ち、ライフスタイルの転換を心がける必要があり、市はそのために必要な支援を行う。

(4) 事業所での発生・排出抑制

事務所や店舗などの事業所から排出されたごみは、「事業系ごみ」として事業者の責任で適正に

処理することが義務づけられている。市は、事業系ごみの減量、適正処理やリサイクルの推進のために必要な支援を行う。

(ウ) 市施設での発生・排出抑制

電子市役所の構築によるペーパーレス化や市イベント等におけるリユース食器やマイボトル等の普及促進により、庁舎等の市の施設でのごみの発生抑制に努めていく。

エ 再使用及び再生品利用の推進

(7) 再使用の促進

リユース品の有効利用やフリーマーケットの後援等により、ごみとして出さずに再使用することを推進する。

(イ) 再生品利用の促進

資源回収を推進する際に最も大切なことは、再生品の有効利用先の確保であることから、再生品の需要拡大を図るとともに、グリーン購入活動を推進し、再生紙を使用したコピー用紙やトイレットペーパー等、環境に配慮した物品の使用に努めていく。

市は率先した取り組みを推進していくとともに、市民・事業者への普及啓発を強化する。

オ 市民が進めるリサイクル

(7) 分別の徹底

リサイクルの第一歩は適切な分別にあることから、分別の徹底を図り、資源物や小型電子機器を適正に回収することで、ごみの減量と資源化の拡大を図っていく。

(イ) 地域や家庭におけるリサイクル活動の推進

これまで、市民が主体となって自主的に団体資源回収が行われてきたが、ごみ問題に対する啓発という意味からも、より多くの市民に参加してもらうことが大切である。

市民による自主的な資源回収を推進するため、引き続き回収団体に対して回収量に応じた補助を行い、地域コミュニティに支えられた回収運動の拡大を図っていく。

カ 事業者が進めるリサイクル

(7) 排出者責任等に基づく資源回収等の推進

事業者の役割として、再利用の容易な製品や再生品の製造・販売等を推進する。

事業者は自らの排出者責任を果たすため、ごみの減量と分別の徹底による資源の回収を行う必要があり、特にダンボールやオフィス古紙等については、既存の回収システムを推進するとともに、事業活動に由来する生ごみ・剪定枝等の再生利用可能な廃棄物については、再生利用の取組を支援していく。

今後は、事業者にとってのインセンティブも考慮した、事業者が積極的に参加しようと思える仕組みづくりを推進していく。

(イ) 事業系資源物のリサイクルシステムの推進

現在、NPO 法人との協働による公共関与のリサイクルシステムを構築し、事業系紙ごみや飲料用びん・かんのリサイクルを推進している。

今後も、事業系紙ごみ・飲料びん・飲料かんの資源化を推進するため、現行のリサイクルシステムの搬入量拡大を図る。

キ 行政が進めるリサイクル

(ア) 市による資源収集の推進

品目に応じた資源収集・回収を、資源回収業者や資源化処理業者、認定事業者と協働しながら継続して実施していく。

(イ) 市施設での資源回収等の推進

市の施設では資源物の回収を率先しており、今後も市内事業者の模範となるよう回収事業を推進していく。

学校や病院等の公共施設及び公共事業によって排出される剪定枝・木くずや生ごみについても、再生利用を図る。

(ウ) 新たな資源品目への対応検討

さらなる資源化の推進に向け、新たな資源化品目について、国の法制度や資源化技術の動向及び経済性などの状況を踏まえ、その対応を検討する。

ク 生活排水対策

本市における生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と公共用水域における水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備、及び合併処理浄化槽の普及を推進することにより、生活排水処理率の向上を図っていく。

(2) 処理体制の構築、変更

ア 効率的なごみ回収

(ア) 効率的で環境負荷の少ない収集運搬体制の構築

ごみの収集運搬には、安全面や衛生面への配慮が不可欠であるため、信頼性に充分配慮した民間活力の導入や施設の適正配置等による効率的な収集運搬体制の構築を図る。一方で、本市においても今後急速な高齢化の進展が予想される等、社会情勢の変化に応じ、直営部門の役割や収集方法のあり方を検討する。

(イ) 効率的な資源回収の推進

資源化施設の整備計画にあわせ、より効率的な資源収集体制について検討する。

(3) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現状及び今後の処理体制については、添付資料3-1に示す。

ごみの収集運搬には、安全面や衛生面の配慮が不可欠であるため、信頼性に十分配慮した民間活力の導入や施設の適正配置等による効率的な収集運搬体制の構築を図っていく。

家庭から排出されるごみのうち、「もえるごみ」「もえないごみ」「資源物（1類・2類）」「有害危険ごみ」の5種類については、収集所から収集し、「粗大ごみ」「特定適正処理困難物」については、戸別収集を継続して実施していく。製造・販売業者等による回収システムが整備されているものについては、既存ルートへの排出の徹底を図ることとする。

中間処理後に発生する溶融スラグおよび焼却灰は、循環型社会形成のために可能な限りの有効利用を図るとともに、ダイオキシン類の排出を抑制し、ごみ処理全体として最も環境負荷が小さく、効率で安全・適正な処理システムの構築を図っていく。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現状及び今後の処理体制については、添付資料3-1に示す。

事業者による排出者責任の原則により、排出段階における減量化・再生利用を徹底しており、排出する場合には事業者自らによる処理施設への搬入または許可業者委託を原則とし、生活系ごみの収集所への排出禁止を継続して周知徹底していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

現状及び今後の処理体制については、添付資料3-2に示す。

生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、「下水道」と「合併処理浄化槽」による生活排水の適正処理を積極的に推進していく。

し尿及び浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設（大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀）により処理しているが、効率的にし尿及び浄化槽汚泥の処理を行うため、処理量に応じて大宮南部浄化センターとクリーンセンター西堀の統廃合の検討を行い、処理量に見合った施設能力の維持をしていく。

また、統廃合後の稼働施設については、今後廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引きに基づいた個別の長寿命化総合計画を作成し、その計画に準じた基幹的設備改良工事を実施することにより処理施設の適正な管理運営を確保する。

エ 今後の処理体制の要点

一般廃棄物処理施設については、現行の4施設のうち、「東部環境センター」が平成30(2018)年3月現在で供用開始後33年、「西部環境センター」が供用開始後25年経過していることを踏まえ、令和7(2025)年度中の供用開始を目指して「サーマルエネルギーセンター」を整備し、4ブロック3施設体制を構築する。また、「クリーンセンター大崎」の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事を進めていく。

し尿処理施設については、「大宮南部浄化センター」の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工

事を進めていく。

表 3 さいたま市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成30年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃えるごみ	焼却,溶融	クリーンセンター大崎・ 桜環境センター・東部環 境センター・西部環境セ ンター	222,578
燃えないごみ	破碎選別し、金属 を回収後焼却	クリーンセンター大崎・ 桜環境センター・東部環 境センター・西部環境セ ンター	20,337
資源物1類	びん	民間事業者に委託し 再生利用又は、リサ イクル施設で選別 後、資源物回収	7,544
	缶		3,759
	ペットボトル・食品包装ブ ラスチック		9,262
資源物2類	古紙（新聞紙、雑誌類、段 ボール、その他の紙）	直接民間事業者に 委託し、再生利用	25,869
	繊維		2,485
小型家電			92
有害危険ごみ	乾電池	選別後民間事業者 へ委託し、再生利 用	87
	水銀体温計・蛍光灯		9
	スプレーかん		265
粗大ごみ	破碎選別し、金属 を回収後焼却又は 民間事業者へ委託 し再生利用	クリーンセンター大崎・ 桜環境センター・東部環 境センター・西部環境セ ンター・民間処理施設	(燃えるごみ 燃えないごみ のうち 1,831)



今後（令和8年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理量 (トン)
燃えるごみ	焼却,溶融	クリーンセンター大崎・ 桜環境センター・サーマ ルエネルギーセンター	198,905
燃えないごみ	破碎選別し、金属 を回収後焼却	クリーンセンター大崎・ 桜環境センター・サーマ ルエネルギーセンター	18,843
資源物1類	びん	民間事業者に委託し 再生利用又は、リサ イクル施設で選別 後、資源物回収	6,998
	缶		4,383
	ペットボトル・食品包装ブ ラスチック		10,068
資源物2類	古紙（新聞紙、雑誌類、段 ボール、その他の紙）	直接民間事業者に 委託し、再生利用	30,701
	繊維		2,716
木くず・刈草類			7,671
小型家電			365
有害危険ごみ	乾電池	選別後民間事業者 へ委託し、再生利 用	91
	体温計・蛍光灯		11
	スプレーかん		258
粗大ごみ、適正処理困難物	破碎選別し、金属 を回収後焼却又は 民間事業者へ委託 し再生利用	クリーンセンター大崎・ 桜環境センター・サーマ ルエネルギーセンター・ 民間処理施設	(燃えるごみ 燃えないごみ のうち1,634)

※P.4 表 1 の生活系ごみの総排出量は、表 3 の分別区分のうち有害危険ごみを除く合計

(4) 処理施設の整備

上記(3)を踏まえた分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 4,5 のとおり必要な施設整備を行う。

表 4 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全ての事業期間)	国土強靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	49 t/日	埼玉県さいたま市見沼区膝子 626 番地 1	R3~R6 (H25~R6)	さいたま市国土強靱化地域計画
2	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設整備事業	420 t/日	埼玉県さいたま市見沼区膝子 626 番地 1	R3~R6 (H25~R8)	さいたま市国土強靱化地域計画
3	熱回収施設	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	450 t/日	埼玉県さいたま市緑区大崎 317 番地	R3~R7	-
4	マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設基幹的設備改良事業	50 t/日	埼玉県さいたま市緑区大崎 317 番地	R3~R7	-
5	し尿処理施設	し尿処理施設基幹的設備改良事業	170 kL/日	埼玉県さいたま市見沼区上山口新田 508 番地 1	R5~R7	-

※ 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定については、様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表の 3 を参照

(整備理由)

- 事業番号 1 東部リサイクルセンターの老朽化に対応し処理の効率化を図るため
- 事業番号 2 東部環境センター及び西部環境センターの老朽化に対応し、効率的な熱回収を可能とし、適正かつ効率的な高効率ごみ発電施設の整備を行うため
- 事業番号 3 クリーンセンター大崎(ごみ焼却施設)の老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行うため
- 事業番号 4 クリーンセンター大崎(破碎施設)の老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行うため
- 事業番号 5 大宮南部浄化センターの老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行うため

表 5 浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間 (全ての事業期間)	国土強靱化
6	浄化槽設置整備 事業	2098	150	325	R2~R7 (R2~R8)	-

(5) 施設整備に関する計画支援事業

上記(4)の施設整備に先立ち、令和2(2020)年度より表6に示す計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全ての事業期間)
31	高効率ごみ発電施設整備(事業番号1、2)に係る 環境影響評価業務	環境影響評価	R2 (H25~R2)
32	高効率ごみ発電施設整備(事業番号1、2)に係る アドバイザー業務	アドバイザー業務	R2 (H29~R2)
33	ごみ焼却施設およびマテリアルリサイクル推進施設 基幹的設備改良事業(事業番号3、4)に係る計画支援業務	発注仕様書作成支援	R2
35	し尿処理施設基幹的設備改良(事業番号5)に係る 計画支援業務	発注仕様書作成支援	R4

(6) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

令和3(2021)年度より表7に示す長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表 7 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全ての事業期間)
34	さいたま市し尿処理施設基幹的設備改良事業(事業番号5) に係る長寿命化総合計画策定支援業務	長寿命化総合計画	R3

(7) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施

高齢者や障害者等、収集所への排出が困難な市民を対象に、原則週 1 回職員が自宅までごみを回収に伺う「ふれあい収集」を継続して実施する。

職員は収集時に玄関先などで声かけを行い、異変を認めたときは、緊急連絡先に連絡するなど「安否確認」も継続して実施していく。

イ 不法投棄対策

不法投棄については、夜間警備や昼間パトロール等を行い、未然防止及び早期発見に努める。

ウ 効率的な小型家電回収の推進

小型家電については、平成 26(2014)年 1 月より回収を実施しており、引き続き小型家電回収ボックスによる拠点回収と民間事業者による宅配回収を推進していく。

エ 災害時の廃棄物処理について

本市では、国や県の災害廃棄物対策に係る検討状況を踏まえ、平成 29(2017)年度策定した「さいたま市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物対策を進めていくとともに、平時より関係主体との連携体制の構築や処理体制の整備等を進めていく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県・国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

(添付書類一覧)

- ◎様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1
- ◎様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2
- ◎様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

【参考資料様式1】	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
【参考資料様式2】	施設概要（エネルギー回収施設系）
【参考資料様式5】	施設概要（し尿処理施設系）
【参考資料様式6】	施設概要（浄化槽系）
【参考資料様式7】	計画支援概要

■添付資料1：対象地域図

■添付資料2：指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

- 2-1：人口推計と事業所数の推移
- 2-2：総排出量の推移
- 2-3：生活系ごみ・事業系ごみ排出量の推移
- 2-4：処理・処分の推移
- 2-5：1事業所あたり排出量の推移

■添付資料3：処理体制の現状と将来

- 3-1：ごみ処理体制の現状と将来
- 3-2：生活排水処理体制の現状と将来

■添付資料4：地域内の施設の現況と予定

■添付資料5：廃棄物処理施設が所在するハザードマップ

◎様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	さいたま市	(2) 地域内人口	1,299,958人	(3) 地域面積	217.43km ²
(4) 構成市町村等名	さいたま市	(5) 地域の要件*	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪、山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： - 設立(予定)年月日： - 設立されていない場合、今後の見通し： 設立の予定はない				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	111,670	113,595	112,743	110,109	110,518	109,800	101,376 (H30比 -7.7%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.47	2.47	2.43	2.35	2.35	2.32	2.11 (H30比 -9.1%)
	生活系 総排出量(トン)	302,421	298,069	296,365	292,162	291,704	291,926	280,650 (H30比 -3.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	536	529	524	516	514	512	462(H30比-9.8%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	414,091	411,664	409,108	402,271	402,222	401,726	382,026 (H30比 -4.9%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	60,796(14.7%)	59,202(14.4%)	55,558(13.6%)	53,045(13.2%)	52,273(13.0%)	51,126(12.7%)	67,280(17.6%)
	総資源化量(トン)	96,731(22.5%)	96,511(22.6%)	102,683(24.2%)	99,917(24.0%)	97,917(23.6%)	97,077(23.4%)	116,489(29.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	78,014	77,247	129,403	128,811	130,973	106,330	147,606
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	-
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	303,047 (73.2%)	304,417 (73.9%)	305,537 (74.7%)	300,967 (74.8%)	301,953 (75.1%)	303,731 (75.6%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	29,899 (7.2%)	25,984 (6.3%)	15,474 (3.8%)	15,113 (3.8%)	15,515 (3.9%)	13,568 (3.4%)	12,088 (3.2%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

※端数処理のため、割合の計算が合わない場合がある

※平成30年度は発電機器の故障があったため発電していない期間がある。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	さいたま市東部環境センター	さいたま市	全連続燃焼方式	300(t/日)	S59. 8	R7. 3 廃止予定	R7. 3	浸水0. 5m～3m 市内他施設又は広域で処理する	
リサイクルセンター	さいたま市東部環境センター	さいたま市	破砕処理	75(t/5h)	S59. 11	R2. 9 廃止	R2. 9	浸水0. 5m～3m 市内他施設又は広域で処理する	
最終処分場	さいたま市うらわフェニックス	さいたま市	準好気性埋立サンドイッチ方式	372,700(m3) ※供用時	S63. 5			浸水想定なし	
ごみ焼却施設	さいたま市西部環境センター	さいたま市	全連続燃焼方式	300(t/日)	H5. 4	R7. 3 廃止予定		浸水5m～10m 市内他施設又は広域で処理する	
リサイクルセンター	さいたま市西部環境センター	さいたま市	破砕処理	75(t/5h)	H5. 2	R7. 3 廃止予定		浸水5m～10m 市内他施設又は広域で処理する	
リサイクルセンター	さいたま市東部リサイクルセンター	さいたま市	手選別	46.5(t/日)	H5. 4	R7. 3 廃止予定	R7. 3	浸水0. 5m～3m 市内他施設又は広域で処理する	
ごみ焼却施設	さいたま市クリーンセンター大崎	さいたま市	全連続燃焼方式	450(t/日)	H8. 3			浸水0. 5m～3m プラットホームを浸水水位以上に設けている	
破砕処理	さいたま市クリーンセンター大崎	さいたま市	破砕処理	50(t/5h)	H8. 3			浸水0. 5m～3m 市内他施設又は広域で処理する	
準好気性埋立サンドイッチ方式	さいたま市環境広場	さいたま市	準好気性埋立サンドイッチ方式	208,100(m3) ※供用時	H8. 4			浸水想定なし	令和2年度 廃棄物の受入れを終了
し尿処理施設	さいたま市クリーンセンター西堀	さいたま市	高負荷脱窒素+凝集沈殿処理+高度処理	147(kL/日)	H12. 4	R8. 3 廃止予定		浸水0. 5m～3m 市内他施設又は広域で処理する	
し尿処理施設	さいたま市大宮南部浄化センター	さいたま市	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	179(kL/日)	H13. 3			浸水0. 5m未満 電気室・ピットを浸水水位以上	
ごみ焼却施設	さいたま市桜環境センター	さいたま市	全連続燃焼方式	380(t/日)	H27. 4			浸水0. 5m～3m プラットホームを浸水水位以上に設けている	
リサイクルセンター	さいたま市桜環境センター リサイクル施設	さいたま市	破砕処理	28(t/5h)	H27. 4			浸水0. 5m～3m プラットホームを浸水水位以上に設けている	R4年度中に処理時間の延長により、処理能力44.8(t/8h)へ変更予定
リサイクルセンター	さいたま市桜環境センター リサイクル施設	さいたま市	手選別、圧縮等	63(t/5h)	H27. 4			浸水0. 5m～3m プラットホームを浸水水位以上に設けている	
ごみ焼却施設	さいたま市岩槻環境センター	さいたま市	全連続燃焼方式	130(t/日)	S62.3	H27.3 廃止	未定	浸水0. 5m未満 対策無し	
リサイクルセンター	さいたま市岩槻環境センター	さいたま市	破砕処理	30(t/5h)	H12.3	H27.3 廃止	未定	浸水0. 5m未満 対策無し	
リサイクルセンター	さいたま市岩槻環境センター	さいたま市	手選別、圧縮等	23(t/5h)	H12.3	H27.3 廃止	未定	浸水0. 5m未満 対策無し	

(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化 を実施するための施 設整備事業	備考
ごみ焼却施設	さいたま市クリーンセンター大崎	さいたま市	全連続燃焼方式	450(t/日)	R7.3	施設の延命化及びCO2排出量削減のための基幹的設備改良	-	-	浸水0.5m~3m プラットホームを浸水水位以上に設けている	-	
破砕処理	さいたま市クリーンセンター大崎	さいたま市	破砕処理	50(t/5h)	R7.6	施設の延命化及びCO2排出量削減のための基幹的設備改良	-	-	浸水0.5m~3m 市内他施設又は広域で処理する	-	
し尿処理施設	さいたま市大宮南部浄化センター	さいたま市	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	170(kL/日)	R8.3	施設の延命化及びCO2排出量削減のための基幹的設備改良	-	-	浸水0.5m未満 電気室・ピットを浸水水位以上	-	
ごみ焼却施設	さいたま市 サーマルエネルギーセンター	さいたま市	全連続燃焼方式	420(t/日)	R7.3	施設の老朽化、および施設の統合、集約のため	有 (さいたま市東部環境センター)	R7.3 R9.3	浸水0.5m~0.7m 想定される浸水深より建物1Fが高くなるよう嵩上げすることとした	-	
リサイクルセンター	さいたま市 サーマルエネルギーセンター リサイクル施設	さいたま市	破砕処理	28(t/5h)	R7.3	施設の老朽化、および施設の統合、集約のため	-	-	浸水0.5m~0.7m 想定される浸水深より建物1Fが高くなるよう嵩上げすることとした	-	
リサイクルセンター	さいたま市 サーマルエネルギーセンター リサイクル施設	さいたま市	手選別、圧縮等	21(t/5h)	R7.3	施設の老朽化のため	-	-	浸水0.5m~0.7m 想定される浸水深より建物1Fが高くなるよう嵩上げすることとした	-	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度
総人口		1,255,743	1,263,455	1,273,497	1,284,937	1,294,343	1,306,079	1,291,629
公共下水道	汚水衛生処理人口(人)	1,085,770	1,105,101	1,126,575	1,148,953	1,163,941	1,182,500	1,252,298
	汚水処理人口普及率(%)	86.5%	87.5%	88.5%	89.4%	89.9%	90.5%	97.0%
合併処理浄化槽等(※1)	汚水衛生処理人口(人)	41,677	38,878	36,146	44,374	42,620	50,365	39,331
	汚水処理人口普及率(%)	3.3%	3.1%	2.8%	3.5%	3.3%	3.9%	3.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人)	128,296	119,476	110,476	91,610	87,782	73,214	0

※1 コミュニティプラントを含む

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容 (H31.4.1)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	さいたま市	2,098	5,664	H13.5	150	325	令和7年	

◎様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間	総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考						
						単位	開始	終了	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○マテリアルリサイクル等に関する事業									8,864,394	0	391,805	887,223	2,189,098	5,396,268	0	7,049,166	0	314,805	751,297	1,939,109	4,043,955	0	令和8年 332,200千円 (総事業費)	
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(交付率1/3)	1	さいたま市(DBO)	49	t/d	R3	R6		7,049,166	0	314,805	751,297	1,939,109	4,043,955	0	7,049,166	0	314,805	751,297	1,939,109	4,043,955	0	令和8年 41,619千円 (交付対象)	
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(交付対象外)								1,815,228	0	77,000	135,926	249,989	1,352,313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	令和8年 290,581千円 (交付対象外)
○エネルギー回収等に関する事業									31,002,947	61,600	1,346,195	1,829,227	3,768,371	23,152,163	845,391	24,542,634	0	519,946	1,037,740	3,566,535	19,004,888	413,525	令和8年 1,486,609千円 (総事業費)	
	高効率ごみ発電施設(交付率1/3)								9,732,910	0	354,720	666,600	1,927,426	6,784,164	0	9,732,910	0	354,720	666,600	1,927,426	6,784,164	0		
	高効率ごみ発電施設(交付率1/2)	2	さいたま市(DBO)	420	t/d	R3	R6		14,396,199	0	165,226	371,140	1,639,109	12,220,724	0	14,396,199	0	165,226	371,140	1,639,109	12,220,724	0		
	高効率ごみ発電施設(交付対象外)								5,747,947	0	607,349	791,487	201,836	4,147,275	0	0	0	0	0	0	0	0	0	令和8年 332,200千円 (交付対象外)
	既存施設解体(交付率1/3)	2	さいたま市(DBO)			R2	R7		413,525	0	0	0	0	0	413,525	413,525	0	0	0	0	0	0	413,525	令和8年 510,682千円 (交付対象)
	既存施設解体(交付対象外)								712,366	61,600	218,900	0	0	0	431,866	0	0	0	0	0	0	0	0	令和8年 643,727千円 (交付対象外)
○廃棄物処理施設に関する基幹的設備改良事業									21,228,075	0	8,660	2,800,278	3,764,530	6,673,508	7,981,099	17,360,237	0	0	2,435,838	3,390,231	5,569,023	5,965,145		
	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業(交付率1/3)	3	さいたま市	450	t/d	R3	R7		13,091,232	0	8,660	2,800,278	3,761,890	5,141,510	1,378,894	11,561,181	0	0	2,435,838	3,387,591	4,604,103	1,133,649		
	マテリアルリサイクル推進施設基幹的設備改良事業(交付率1/3)	4	さいたま市	50	t/d	R3	R7		2,858,768	0	0	0	0	0	2,858,768	2,600,586	0	0	0	0	0	0	2,600,586	
	し尿処理施設基幹的設備改良事業(交付率1/3)	5	さいたま市	170	kL/d	R5	R7		5,278,075	0	0	0	2,640	1,531,998	3,743,437	3,198,470	0	0	0	2,640	964,920	2,230,910		
○浄化槽に関する事業									103,766	17,946	17,164	17,164	17,164	17,164	17,164	98,146	16,826	16,264	16,264	16,264	16,264	16,264		
	浄化槽設置整備事業(交付率1/2)	6	さいたま市	150	基	R2	R7		103,766	17,946	17,164	17,164	17,164	17,164	98,146	16,826	16,264	16,264	16,264	16,264	16,264	16,264		
○施設整備に関する計画支援事業									20,770	17,503	0	3,267	0	0	0	19,301	16,034	0	3,267	0	0	0		
	事業番号1、2の施設整備事業に係る環境影響評価業務(交付率1/3)	31	さいたま市			R2	R2		5,390	5,390	0	0	0	0	5,390	5,390	0	0	0	0	0	0		
	事業番号1、2の施設整備事業に係るアドバイザー業務(交付率1/3)	32	さいたま市			R2	R2		4,653	4,653	0	0	0	0	4,653	4,653	0	0	0	0	0	0		
	事業番号3、4の基幹的設備改良事業に係る発注仕様書作成等支援業務(交付率1/3)	33	さいたま市			R2	R2		7,460	7,460	0	0	0	0	5,991	5,991	0	0	0	0	0	0		
	事業番号5の基幹的設備改良事業に係る発注仕様書作成等支援業務(交付率1/3)	35	さいたま市			R4	R4		3,267	0	0	3,267	0	0	3,267	0	0	3,267	0	0	0	0		
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業									6,131	0	6,131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	事業番号5に係る長寿命化総合計画策定支援業務(交付率1/3)	34	さいたま市			R3	R3		6,131	0	6,131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
									61,226,083	97,049	1,769,955	5,537,159	9,739,163	35,239,103	8,843,654	49,069,484	32,860	851,015	4,244,406	8,912,139	28,634,130	6,394,934		

◎様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	開始	終了	交付金必要の要否	事業計画					備考
								令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化	第4次基本計画の中間目標年度における数値目標の達成状況によっては、第4次基本計画後期において、市民意見等を勘案しつつ、生活系ごみの有料化について再検討することとする。	さいたま市	R2	R7		実施検討					
	12	環境教育と啓発活動による意識改革の推進	・環境教育・環境学習の推進 ・使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた啓発活動の推進	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	13	ごみの発生を抑制する活動の推進	・家庭での発生・排出抑制 ・事業所での発生・排出抑制 ・市施設での発生・排出抑制	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	14	再使用及び再生品利用の推進	・再使用の促進 ・再生品利用の促進	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	15	市民が進めるリサイクル	・分別の徹底 ・地域や家庭におけるリサイクル活動の推進	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	16	事業者が進めるリサイクル	・排出者責任に基づく資源回収等の推進 ・事業系資源物のリサイクルシステムの推進	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	17	行政が進めるリサイクル	・市による資源収集の推進 ・市施設等での資源回収等の推進 ・新たな資源品目への対応検討	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	18	生活排水対策	・生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、下水道と合併処理浄化槽による生活排水の適正処理を積極的に推進していく。	さいたま市	R2	R7		継続実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	効率的なごみ回収	・効率的で環境負荷の少ない収集運搬体制の構築 ・効率的な資源回収の推進	さいたま市	R2	R7		継続実施					
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	・東部リサイクルセンターの老朽化に対応し処理の効率化を図るための施設整備	さいたま市 (DBO)	R3	R6	要	建設工事					
	2	高効率ごみ発電施設整備事業	・東部環境センター及び西部環境センターの老朽化に対応し、効率的な熱回収を可能とするための施設整備	さいたま市 (DBO)	R2	R7	要	建設・解体工事					
	3	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	・クリーンセンター大崎（ごみ焼却施設）の老朽化に対応して基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減する	さいたま市	R3	R7	要	改良工事					
	4	マテリアルリサイクル推進施設基幹的設備改良事業	・クリーンセンター大崎（破碎施設）の老朽化に対応して基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減する	さいたま市	R3	R7	要	改良工事					
	5	さいたま市し尿処理施設基幹的設備改良事業	・南部浄化センターの老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減する	さいたま市	R5	R7	要	改良工事					
	6	浄化槽設置整備事業	・生活排水による公共水域の汚濁を軽減するため、浄化槽整備区域における個人設置型の合併処理浄化槽の設置を進める	さいたま市	R2	R7	要	継続実施					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	事業番号1、2の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設整備（事業番号1・2）に係る環境影響評価	さいたま市	R2	R2	要						
	32	事業番号1、2の計画支援	・さいたま市一般廃棄物処理施設整備（事業番号1・2）に係るアドバイザー業務	さいたま市	R2	R2	要						
	33	事業番号3、4の計画支援	・事業番号3、4に係る計画支援業務	さいたま市	R2	R2	要						
	34	事業番号5の長寿命化計画策定支援	・さいたま市し尿処理施設の基幹的設備改良事業（事業番号5）に係る長寿命化総合計画策定支援業務	さいたま市	R3	R3	要	長寿命化総合計画策定					
	35	事業番号5の計画支援	・事業番号5に係る計画支援業務	さいたま市	R4	R4	要	発注仕様書等作成支援					
その他	41	高齢者を対象とする「ふれあい収集」の実施	・特定家庭用機器再商品化に基づく、適切な回収・再商品化がなされるよう、普及啓発を行う	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	42	不法投棄対策	・夜間警備や屋間パトロールの実施し未然防止及び早期発見に努める	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	43	効率的な小型家電回収の推進	・広報啓発の充実 ・小型家電回収ボックスによる拠点回収と民間事業者による宅配回収の推進	さいたま市	R2	R7		継続実施					
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	・「さいたま市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物対策を進めていくとともに、平時より関係主体との連携体制の構築や処理体制の整備等を進めていく。	さいたま市	R2	R7		継続実施					

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市サーマルエネルギーセンター マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期	令和3年度～令和6年度 (全体：令和3年度～令和8年度)
(4) 施設規模	処理能力 49 t/日
(5) 処理方式	破碎、選別、圧縮、保管等
(6) 地域計画内の役割	東部環境センター(破碎施設)、東部リサイクルセンターの老朽化に対応し、資源化の拠点としての役割を果たす。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額		R2年度～R7年度	R8年度	全体
	マテリアルリサイクル等に関する事業（総事業費）	8,864,394 千円	332,200 千円	9,196,594 千円
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（交付率 1/3）	7,049,166 千円	41,619 千円	7,090,785 千円
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（交付対象外）	1,815,228 千円	290,581 千円	2,105,809 千円

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市 クリーンセンター大崎
(3) 工期	令和3年度～令和7年度
(4) 施設規模	処理能力 50 t/5 h
(5) 処理方式	破碎
(6) 地域計画内の役割	クリーンセンター大崎(破碎施設)の老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行う。 二酸化炭素削減率3%
(7) 廃焼却処理施設 解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
「ストックヤード」を整備する場合	
(8) ストック対象物	
「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合	
(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
「灰溶融施設」を整備する場合	
(10) スラッグの利用計画	
(11) 事業計画額	2,858,768 千円（予定）うち、交付対象事業費 2,600,586 千円

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市サーマルエネルギーセンター 高効率ごみ発電施設
(3) 工期	令和2年度～令和7年度 (全体：令和2年度～令和8年度)
(4) 施設規模	処理能力 420 t/日
(5) 形式及び処理方式	形式：ストーカ式 処理方式：全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 18.5%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (熱回収率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	東部環境センター及び西部環境センターの老朽化対応として、効率的な熱回収を可能とし、ごみの燃焼に伴い生じるエネルギーをより一層有効利用するとともに、適正かつ効率的なごみ処理システムを構築する役割を果たす。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	エネルギー回収等に関する事業（総事業費）	R2年度～R7年度	R8年度	全体
			31,002,947 千円	1,486,609 千円
	高効率ごみ発電施設 交付率（1/3）	9,732,910 千円	0 千円	9,732,910 千円
	高効率ごみ発電施設 交付率（1/2）	14,396,199 千円	0 千円	14,396,199 千円
	高効率ごみ発電施設 （交付対象外）	5,747,947 千円	332,200 千円	6,080,147 千円
	既存施設解体 （交付率 1/3）	413,525 千円	510,682 千円	924,207 千円
	既存施設解体 （交付対象外）	712,366 千円	643,727 千円	1,356,093 千円

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市 クリーンセンター大崎
(3) 工期	令和3年度～令和7年度
(4) 施設規模	処理能力 450 t/日 (150 t/日×3 炉)
(5) 形式及び処理方式	形式：ストーカ式 処理方式：全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 未定) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	クリーンセンター大崎(ごみ焼却施設)の老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行う。 二酸化炭素削減率5%
(8) 焼却処理施設 解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 事業計画額	13,091,232 千円 (予定) うち、交付対象事業費 11,561,181 千円
------------	---------------------------------------------

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 施設名称	さいたま市 大宮南部浄化センター
(3) 工 期	令和5年度～令和7年度
(4) 施設規模	処理能力 170 kL/日
(5) 形式及び処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理
(6) 地域計画内の役割	大宮南部浄化センターの老朽化に対応し、延命化計画に基づき施設の基幹的設備を改良し、あわせてエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量を削減し、適正かつ効率的な施設の整備を行う。 二酸化炭素削減率 3%
(7) 廃焼却処理施設 解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	5,014,173 千円（予定）うち、交付対象事業費 3,038,544 千円
------------	-----------------------------------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	さいたま市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の汚濁を軽減するため、都道府県構想による浄化槽整備区域における個人設置型の合併処理浄化槽の設置を進める
(4) 事業期間	第3次計画：令和2年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	ア 下水道法第4項第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域のうち、以下の区域 (エ) 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 第3次計画：101,706千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 101,706千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

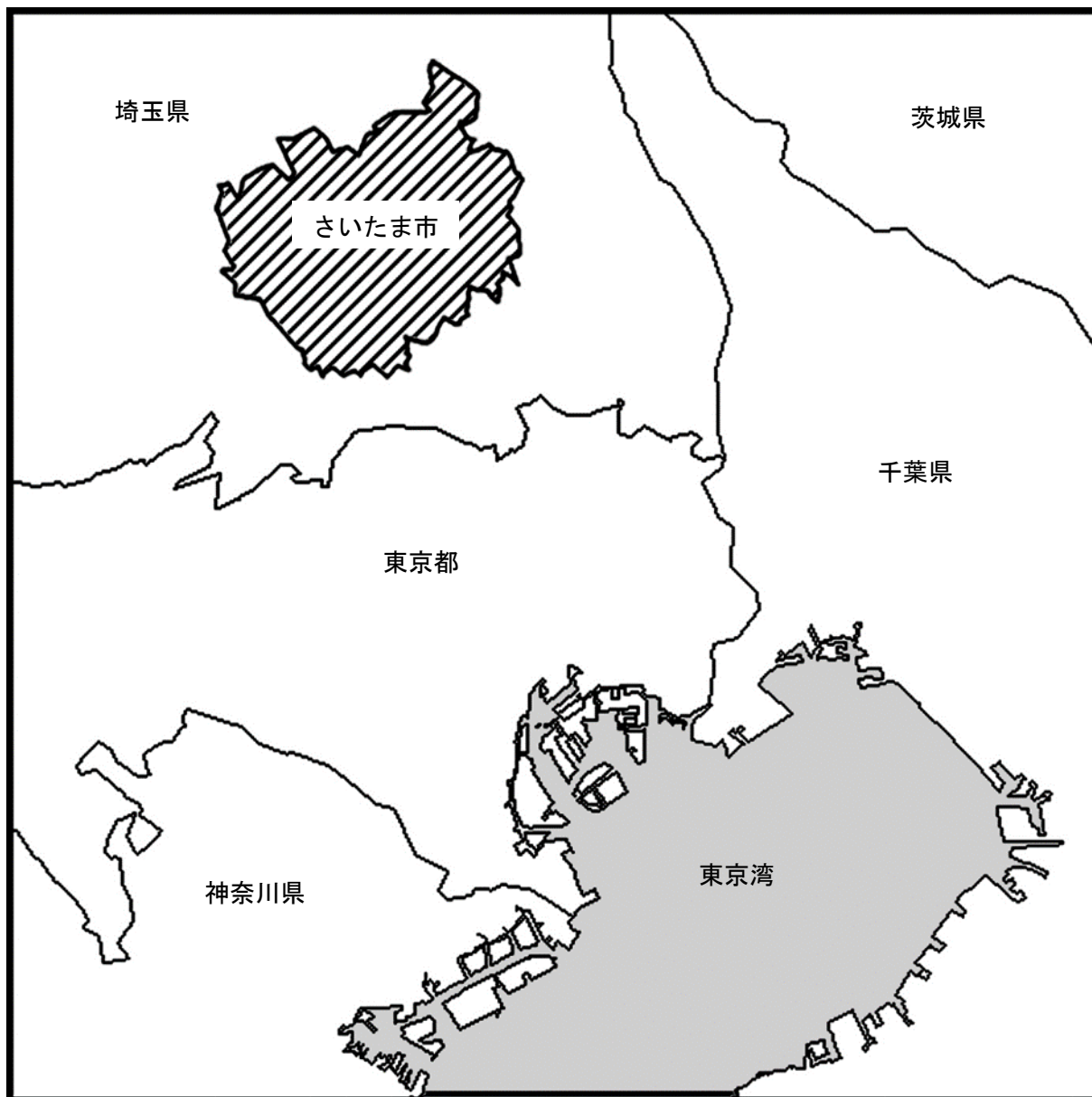
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	57基 (112人分)	38,814千円	36,024千円	34,144千円
6～7人槽	83基 (229人分)	66,732千円	59,262千円	59,132千円
8～10人槽	10基 (39人分)	9,380千円	8,480千円	8,430千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業 費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	150基 (325人分)	114,926千円	103,766千円	101,706千円

計画支援概要

(1) 事業主体名	さいたま市				
(2) 事業目的	高効率ごみ発電施設およびマテリアルリサイクル推進施設の整備		ごみ焼却施設およびマテリアルリサイクル推進施設基幹的設備改良事業		し尿処理施設基幹的設備改良事業
(3) 事業名称	高効率ごみ発電施設整備およびマテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1、2）に係る環境影響評価	高効率ごみ発電施設整備およびマテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1、2）に係るアドバイザー業務	廃棄物処理施設基幹的設備改良事業（事業番号3、4）に係る計画策定支援業務	し尿処理施設基幹的設備改良事業（事業番号5）に係る長寿命化総合計画策定支援業務	し尿処理施設基幹的設備改良事業（事業番号5）に係る計画支援業務
(4) 事業期間 (全ての事業期間)	令和2年度～令和2年度 (平成25年度～令和2年度)	令和2年度～令和2年度 (平成29年度～令和2年度)	令和2年度～令和2年度 (令和2年度～令和2年度)	令和3年度～令和3年度 (令和3年度～令和3年度)	令和4年度～令和4年度 (令和4年度～令和4年度)
(5) 事業概要	環境影響評価	アドバイザー業務	発注仕様書作成等支援	長寿命化総合計画策定支援	発注仕様書作成支援
(6) 事業計画額	5,390 千円	4,653 千円	7,460 千円	6,131 千円	3,267 千円

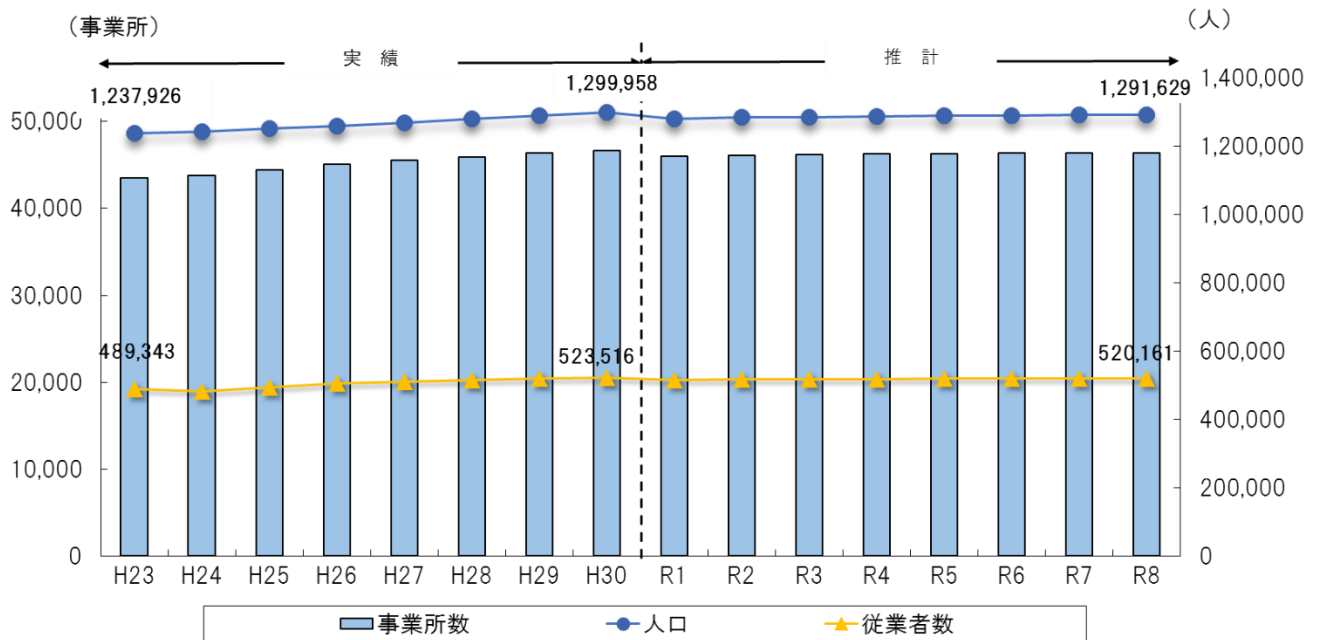
■添付資料1 対象地域図



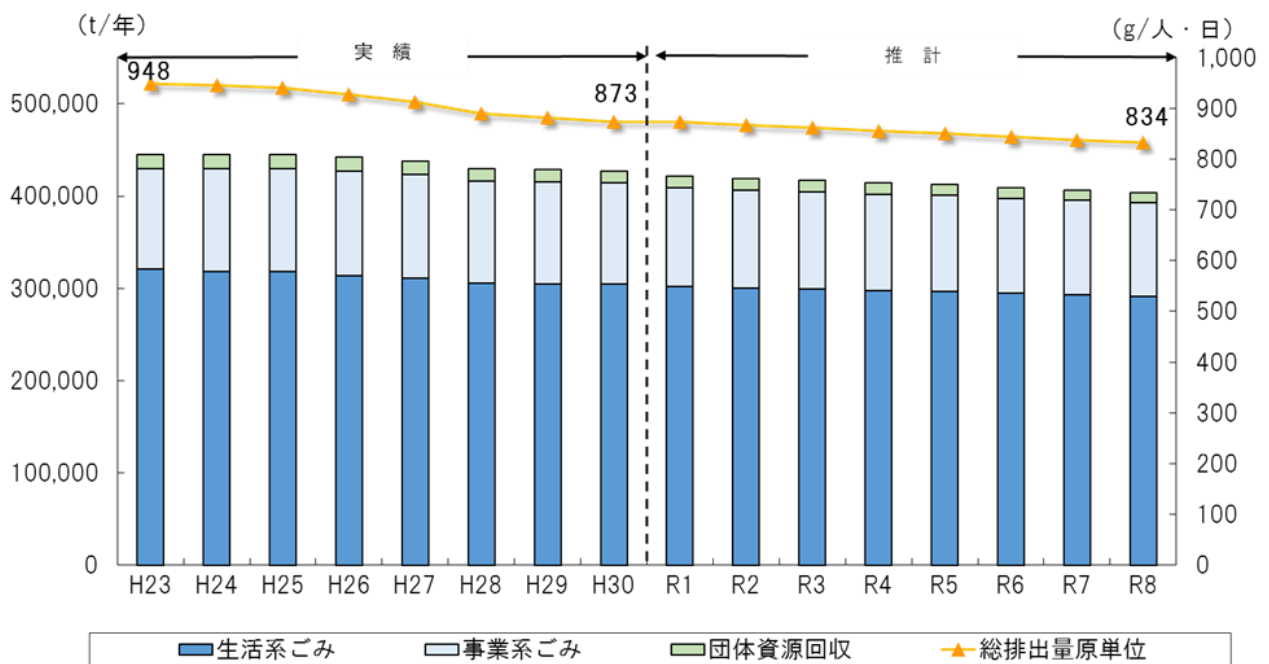
※図中の  部分が対象地域

■添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

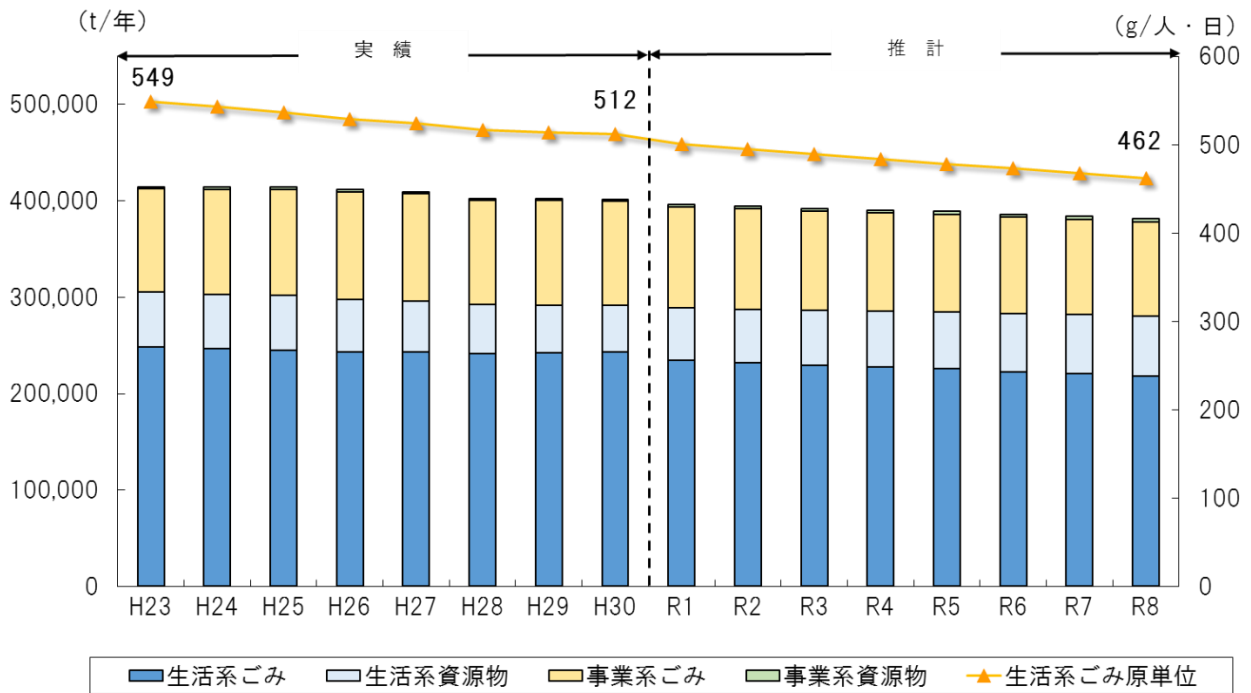
2-1 人口推計と事業所数の推移



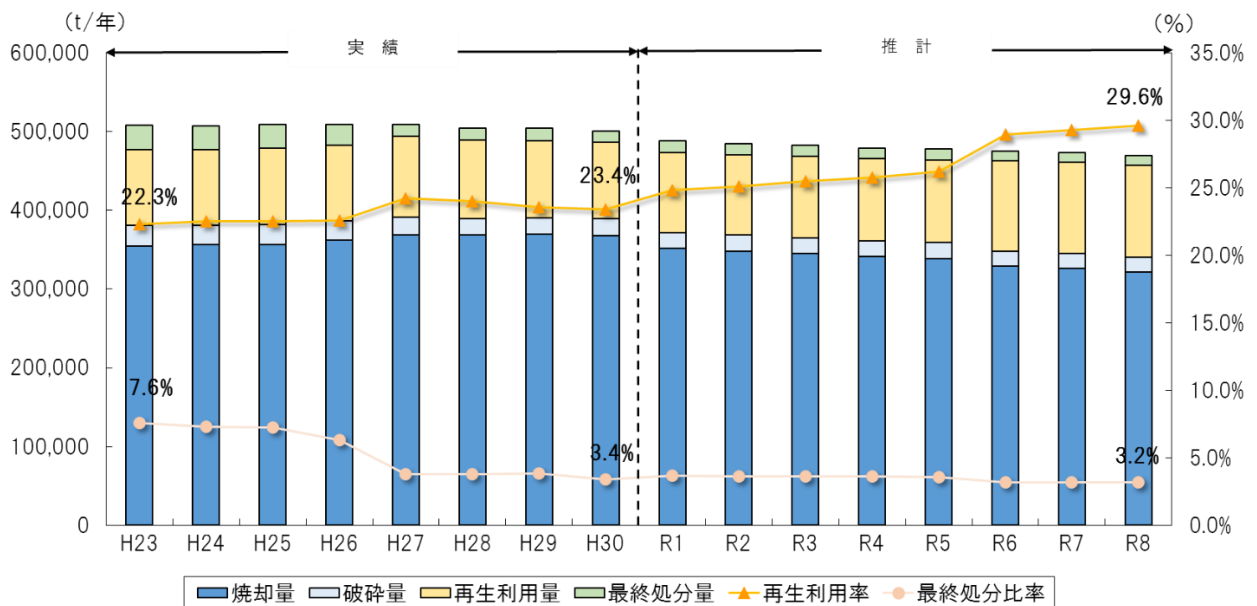
2-2 総排出量の推移



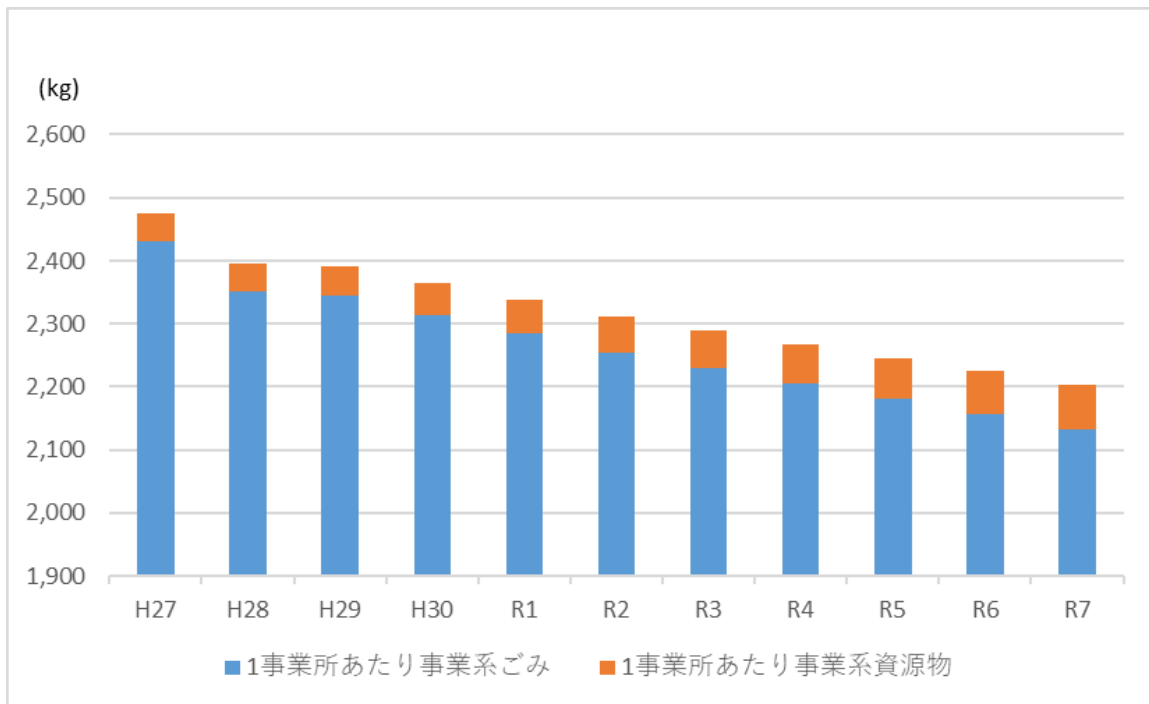
2-3 生活系ごみ・事業系ごみ排出量の推移



2-4 処理・処分の推移



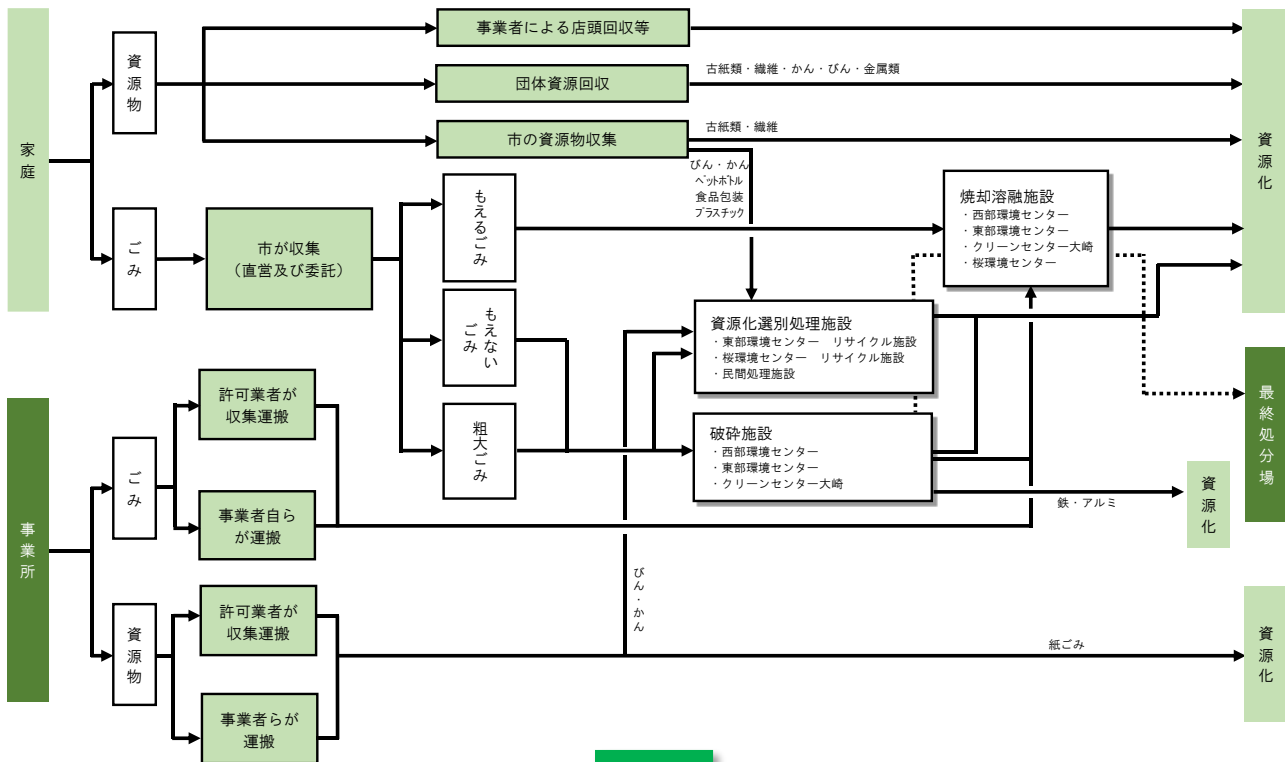
2-5 1事業所あたり排出量の推移



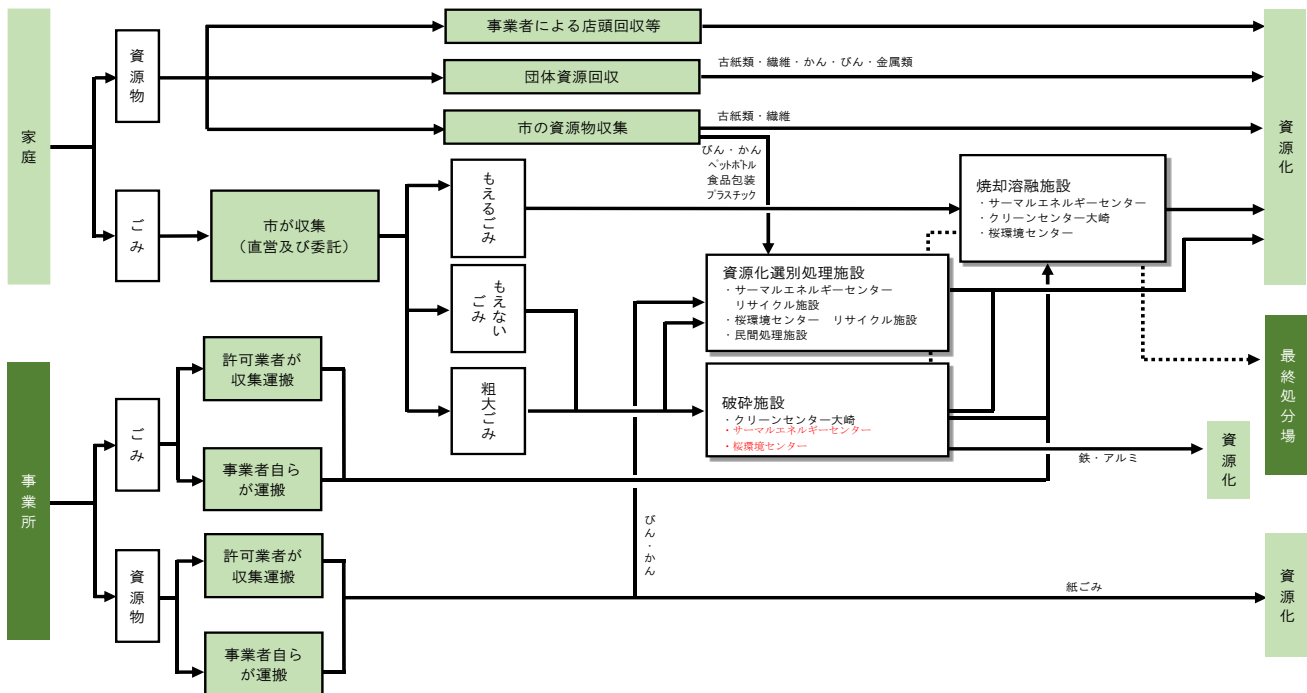
■添付資料3 処理体制の現状と将来

3-1 ごみ処理体制の現状と将来

[現状]



[将来]



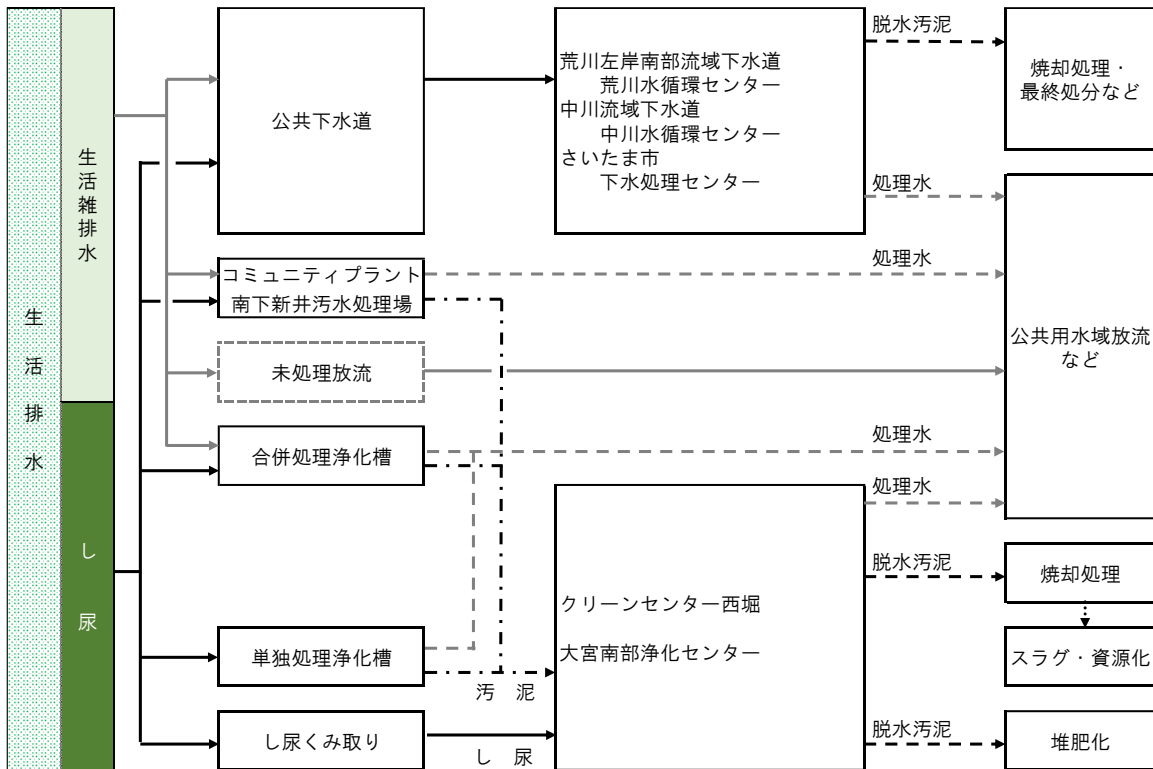
注1) 有害危険ごみは収集後、市の破碎・選別施設に搬入し、選別後、業者等により再生利用される。

注2) 市が定める適正処理困難物については有料での施設受入・戸別収集を実施している。

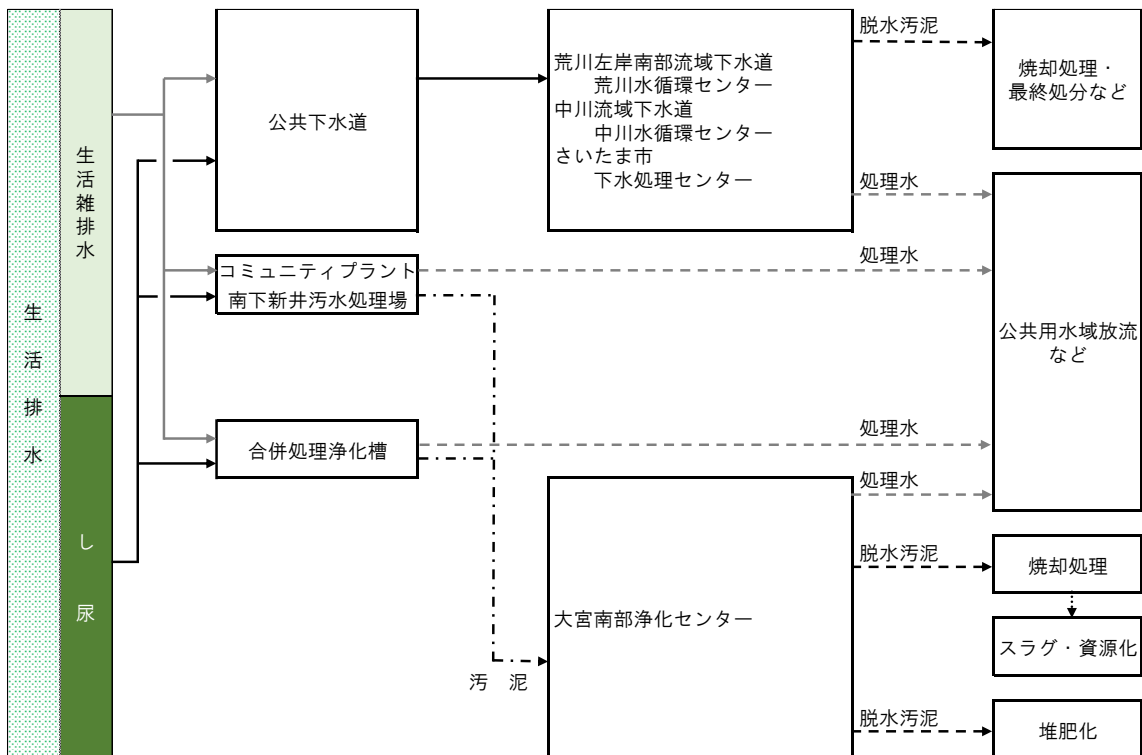
注3) 小型家電は市内公共施設等に設置した回収ボックスや事業者による宅配便を利用し回収し資源化している。

3-2 生活排水処理体制の現状と将来

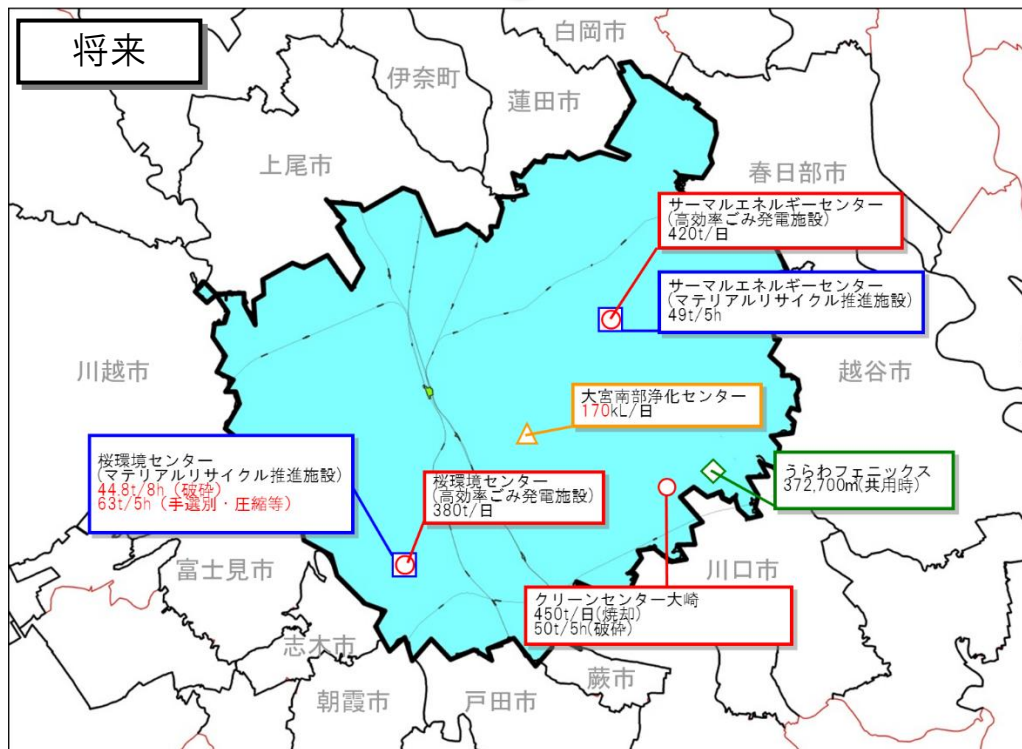
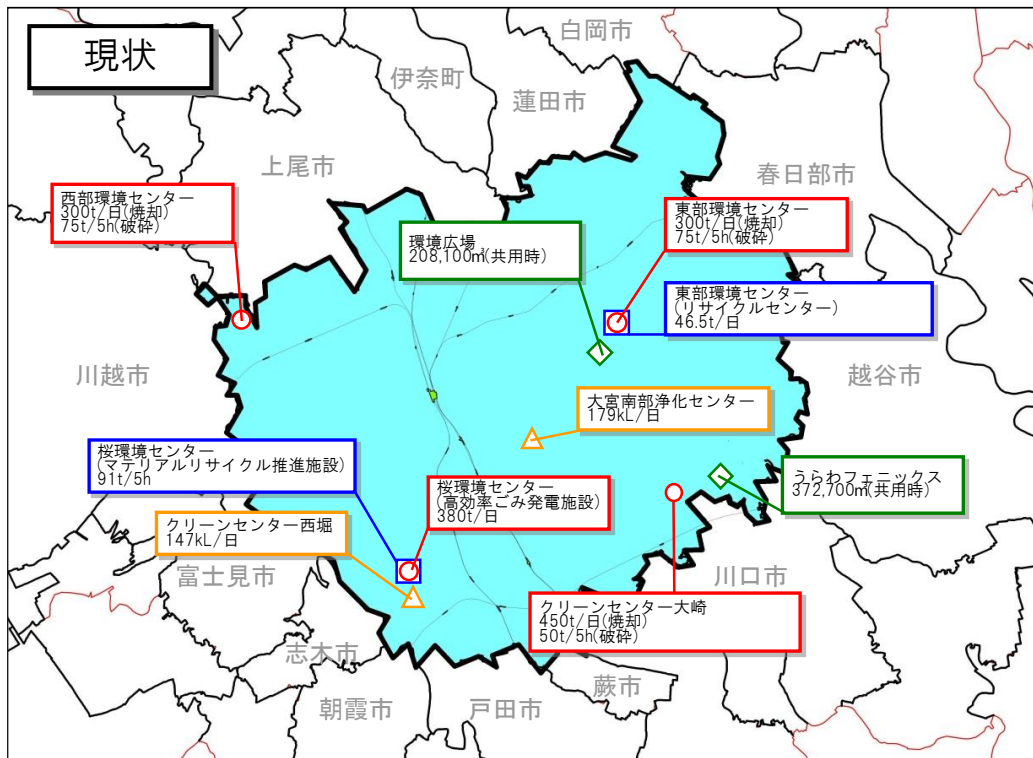
[現状]



[将来]

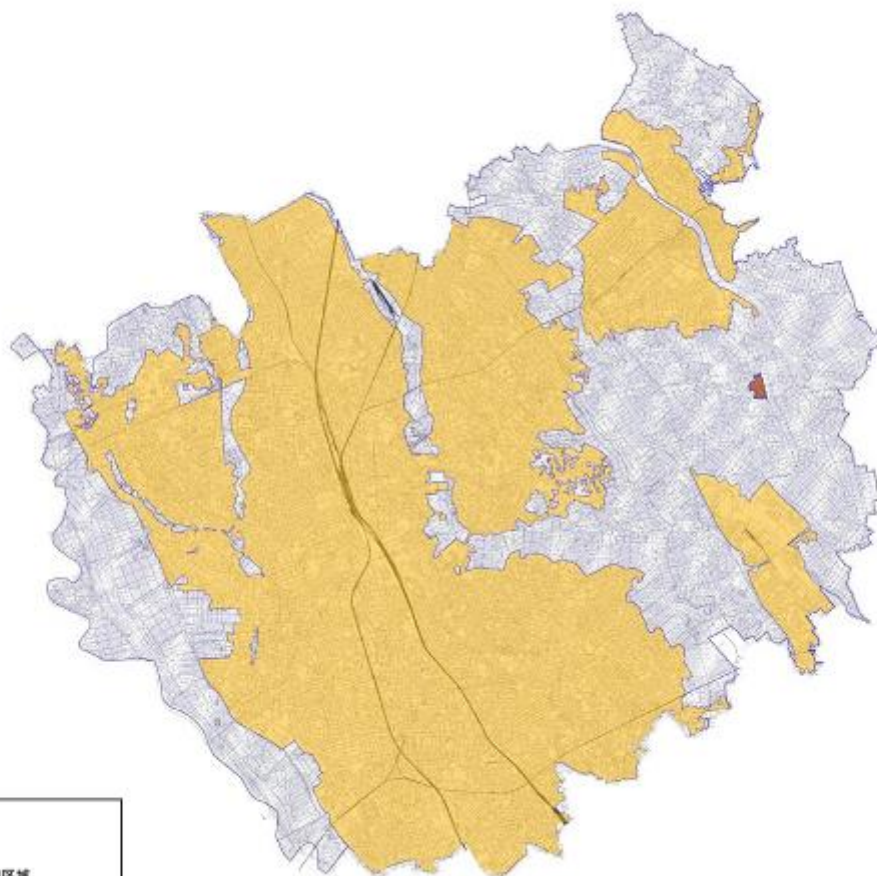





■添付資料4 地域内の施設の現況と予定



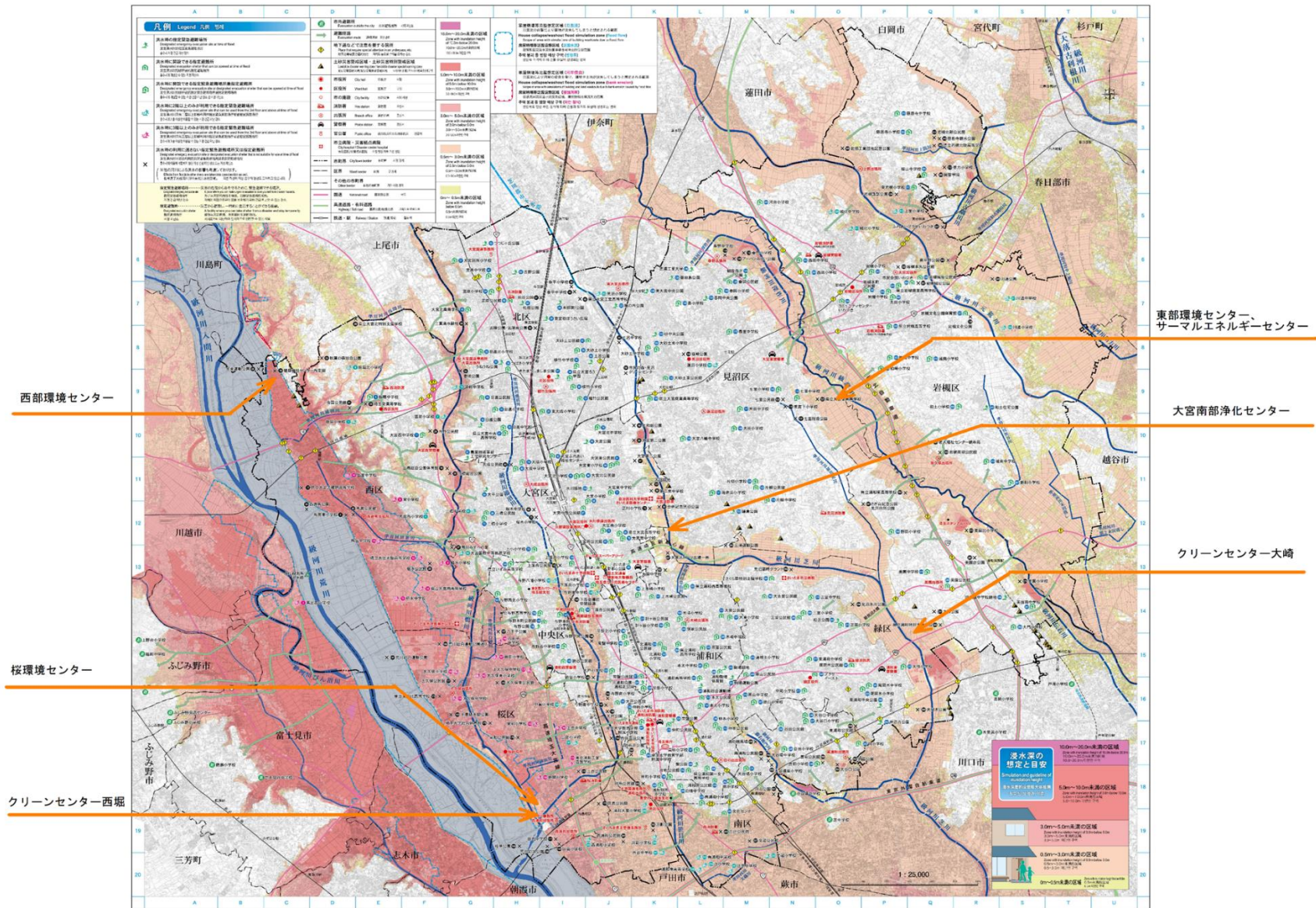
○：焼却施設 □：資源化施設 ◇：最終処分場 △：し尿処理施設

さいたま市生活排水処理基本計画図
(令和3年1月)



凡例	
	下水道整備区域
	合併処理浄化槽整備区域
	集中浄化槽整備区域(コミュニティ・プラント)

■添付資料5 廃棄物処理施設が所在するハザードマップ



(案)

さいたま市
国土強靱化地域計画

自助

共助

公助

令和5年4月

さいたま市

■「事前に備えるべき目標（行動目標）と「起きてはならない最悪の事態」（2/2）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3交通ネットワーク、 情報通信機能を確保 する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4必要不可欠な行政機 能を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切 に対応できない事態
5生活・経済活動に必 要なライフラインを 確保し、早期に復旧 する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	上水道施設の被害により、給水停止が長期化する事態
	5-4	下水管路の被害、汚水処理施設の長期間停止等により、 汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が 悪化する事態
6「稼ぐ力」を確保で きる経済活動の機能 を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7二次災害を発生させ ない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2	危険物・有害物質等が流出する事態
8大規模自然災害被災 後でも迅速な再建・ 回復ができるように する	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅 に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事 業に着手できない事態
	8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-6	ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生 活の再建が遅れる事態
	8-7	応急仮設住宅の供給の遅れ等により市民生活の再建が 遅れる事態
9首都機能の維持・復 旧をバックアップで きるようにする	9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	9-2	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻 痺・停止する事態

事前に備えるべき目標8：大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

8-1 大量に発生する災害廃棄物等の処理が停滞する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震では、強風時の冬18時に地震が発生したと想定した場合、市全体で約464万トン、体積にして約679万m³の廃棄物が発生すると想定されます。



推進方針

被害想定において示されたように、地震災害発生時においては、大量の災害廃棄物の発生が予想されていることから、災害廃棄物対策に関する施策を定めた「災害廃棄物処理計画」の策定に基づき、災害廃棄物の仮置き場の確保、処理方法・体制の確立等を図っていくものとします。

8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の被害想定では、緊急輸送道路において、計46箇所の被害が想定されるものの、主に路面亀裂や段差程度の限定的な損傷であり、応急補修程度で救助活動や緊急物資の輸送道路としての機能を回復できるとされています。

このように、緊急輸送道路については、復旧・復興が大幅に遅れる事態となる可能性は少ないと考えられますが、市域の道路施設について、大規模崩壊を発生させない耐震化対策や老朽化対策の推進と、道路啓開計画・復旧計画の策定等、被害が発生した場合における対応体制の整備の両面を、今後も行っていく必要があります。



推進方針

市域の道路施設について、大規模崩壊となるような被害を発生させない耐震化対策や老朽化対策の推進と、道路啓開計画・復旧計画の策定等、被害が発生した場合における対応体制の整備の両面を推進していくことを基本方針とします。

(案)

さいたま市国土強靱化地域計画(別冊)

**さいたま市国土強靱化地域計画に基づく事業一覧
【令和5年度実施事業】**

令和5年4月

さいたま市

(8) 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

8-1 大量に発生する災害廃棄物等の処理が停滞する事態

No.	事業名	事業概要	担当局	担当部署	施策分野	再掲
126	マテリアルリサイクル推進施設整備事業 高効率ごみ発電施設整備事業	日々発生する廃棄物の処理を安定的に行うため、老朽化したプラントを更新及び施設を統廃合します。	環境局	環境施設整備課	(環境)	
127	空き家ワンストップ相談窓口の運営等	民間団体との連携によるワンストップ相談窓口の運営やセミナー・相談会の開催により、空き家問題の啓発や個々の事案の問題解決に取り組みます。	環境局 建設局	環境総務課 住宅政策課	(住宅・都市) (環境)	
128	廃棄物処理施設の強靱化	廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備、断水時の機器冷却等に要する地下水・河川水等の確保等の施設の強靱化に係る施策を検討します。	環境局	資源循環政策課 環境施設管理課	(環境)	

8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	事業名	事業概要	担当局	担当部署	施策分野	再掲
129	管理道路の点検の実施	管理道路について、要対策箇所を早期発見のため、路面性状調査による舗装点検を実施します。	建設局	道路環境課	(道路・交通・物流) (老朽化対策)	
130	計画的な舗装修繕の実施	損傷した舗装について、舗装の長寿命化を図るため、計画的に補修工事を実施します。	建設局	道路環境課	(道路・交通・物流) (老朽化対策)	
131	管理橋りょうの点検の実施	管理橋りょう及び歩道橋等について、要対策箇所を早期発見のため、橋りょう点検を実施します。	建設局	道路環境課	(道路・交通・物流) (老朽化対策)	
132	橋りょう長寿命化修繕事業	老朽化した橋りょうについて、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対策工事を実施します。	建設局	道路環境課	(道路・交通・物流) (老朽化対策)	
133	橋りょう耐震化の推進	緊急輸送道路上に架かる橋りょう及び重要路線や鉄道を跨ぐ跨道橋・跨線橋について、重点的、計画的に橋脚の耐震補強や桁の落橋防止対策を実施します。	建設局	道路環境課	(道路・交通・物流) (老朽化対策)	

46	橋りょう長 寿命化修繕 事業	道路更新防 災等対策事 業費補助	(主) 川口上尾線・神明跨 線橋	長寿命化修 繕	-	-	市	132
47	橋りょう耐 震化の推進	道路更新防 災等対策事 業費補助	(国) 463号・羽根倉橋 上り線	耐震補強	-	-	市	133
48	地籍調査事 業の推進	地籍調査費 負担金	地籍調査	地籍調査 A=0.36k m ²	R2~R11	57	市	134

(6) 環境省の支援

No.	事業名等	補助金等 名	箇所名等	数量等	事業 期間	総事業費 (百万円)	実施 主体	事業 No※
49	浄化槽整備 事業	循環型社会 形成推進交 付金_浄化 槽分	浄化槽処理促進区域内	合併処理浄 化槽への転 換または雨 水貯留槽へ の再利用	R5	8.5	浄化槽 管理者 (国、 地方公 共団体 および 個人)	98
50	マテリアル リサイクル 推進施設整 備事業 高効率ごみ 発電施設整 備事業	循環型社会 形成推進交 付金_廃棄 物処理施設 分_	サーマルエネルギーセンタ ー	マテリアル リサイクル 推進施設 49 t/日 高効率ごみ 発電施設 420t/日	R1~R8	40461	市	126

(7) 文化庁の支援

No.	事業名等	補助金等 名	箇所名等	数量等	事業 期間	総事業費 (百万円)	実施 主体	事業 No※
51	文化財の防 災対策	文化財保存 事業費関係 補助金	見沼通船堀(西縁)再整備 工事	1	R3~R4	411	市	20
		文化財保存 事業費関係 補助金	見沼通船堀(東縁)再整備 園路工事	1	R5	38	市	20

※事業 No は「2 さいたま市国土強靱化地域計画に基づく事業等一覧」の番号です。